

施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力（ちょうおい町）

ちょう

➤ ちょうおい町において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約**259人**について、バス**6**台、福祉車両**12**台。

	想定対象人数 (人)	必要車両台数※1(台)			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	児童等107 +職員32 (=139人) (2箇所)	4 (児童等107人 +職員32人)	0	0	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P25】
病院・社会福祉施設の入所者の避難	該当施設なし				
在宅の避難行動要支援者の避難	42 +支援者42 (=84人)	2 (要支援者42人 +支援者42人)	0	0	【資料P26】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難により健康リスクが高まる者及びその支援者を屋内退避施設に輸送	18 +支援者18 (=36人)	0	5 (要支援者5人 +支援者5人)	7 (要支援者13人 +支援者13人)	屋内退避施設に輸送【資料P26】
合計	259	6	5	7	—

※1 数字は現段階でおい町が把握している暫定値

※2 バスは1台あたり45名程度の乗車を想定

※3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台あたり1名、福祉車両(車椅子仕様)は1台あたり2名の避難行動要支援者を搬送することを想定

おばまし
➤ **小浜市**において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約**36**人について、バス**1**台、福祉車両**3**台。

	想定対象人数 (人)	必要車両台数※1(台)			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	該当施設なし	—	—	—	
病院・社会福祉施設の入所者の避難	該当施設なし	—	—	—	
在宅の避難行動要支援者の避難	13+ 支援者13 (=26人)	1 (要支援者13人 +支援者13人)	0	0	【資料P26】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難により健康リスクが高まる者及びその支援者を屋内退避施設に輸送	5 +支援者 5 (=10人)	0	0	3 (要支援者5人 +支援者5人)	屋内退避施設に輸送【資料P26】
合計	36	1台	0台	3台	

※1 数字は現段階で**小浜市**が把握している暫定値

※2 バスは1台あたり45名程度の乗車を想定

※3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台あたり1名、福祉車両(車椅子仕様)は1台あたり2名の避難行動要支援者を搬送することを想定

ちやう おばまし

おい町及び小浜市における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

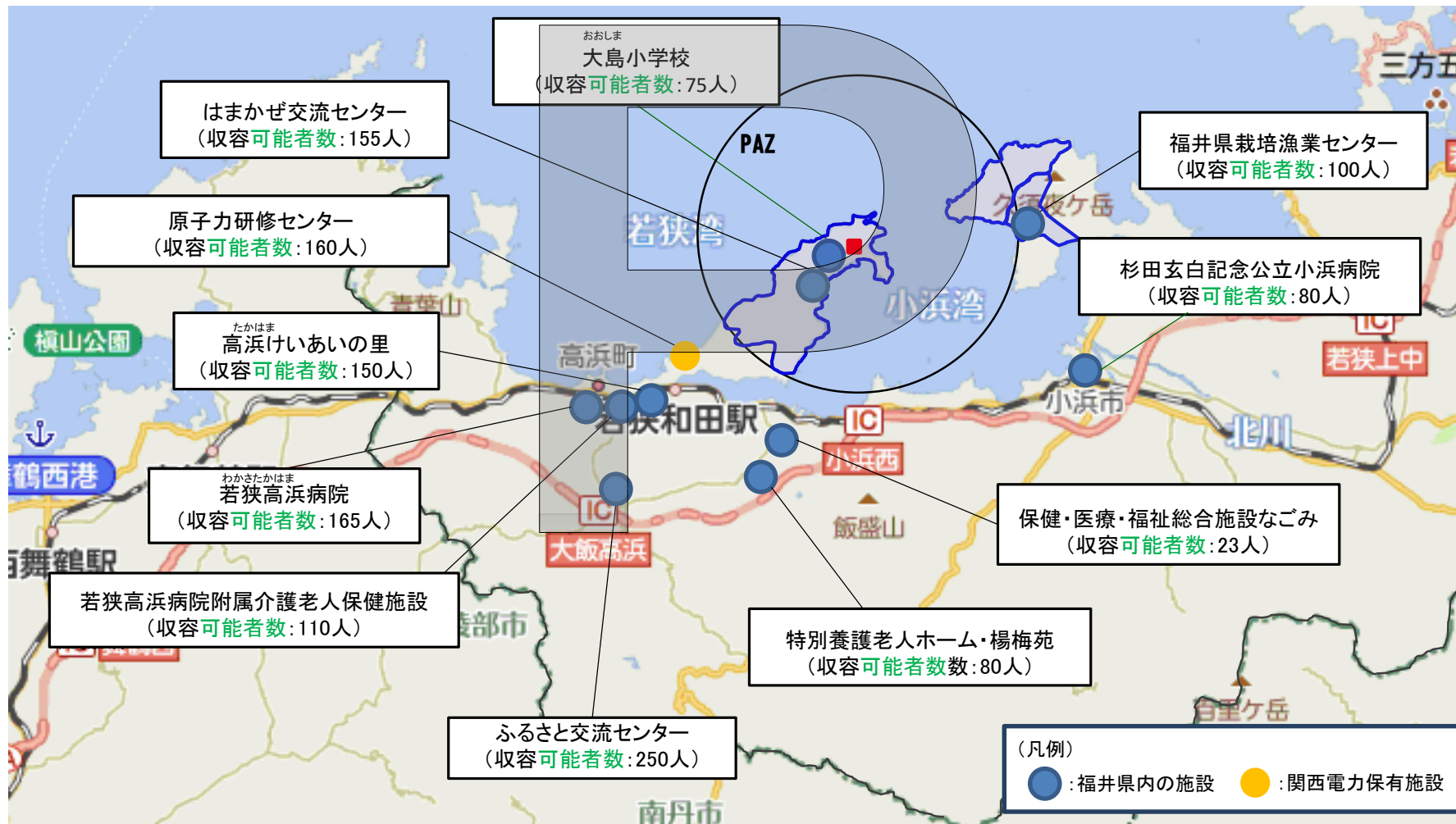
- 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、福井県嶺南地方のバス会社が保有する車両のほか、おい町、小浜市、高浜町内の医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会や関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数必要車両台数※1(台)			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		7	5	10	
(B) 確保車両台数		計7	計5	計10	
確保先	ちやう おばまし ・おい町、小浜市 ・医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会(おい町、小浜市)	-	2	6	保有車両台数 バス 3台 福祉車両(ストレッチャー) 9台 福祉車両(車椅子) 46台 必要に応じて屋内退避施設に輸送
	れいなん バス会社(福井県嶺南地方)	4	-	-	保有車両台数 バス 173台
	関西電力	3	3	4	保有車両台数 バス 9台 福祉車両 21台 (ストレッチャー、車椅子兼用) 福祉車両(車椅子)4台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

避難により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応

- 予防的な避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まるような重篤者については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の屋内退避施設(合計11施設)へ収容。
- 屋内退避施設は、合計約1,300人を収容可能(必要となる食料及び生活物資等を備蓄)。



※ 一部の屋内退避施設は万一集落が孤立化した場合にも活用

自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧策

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が、自然災害等により使用出来ない場合は、福井県、おおい町、小浜市は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。
- UPZの京都府・滋賀県においても同様に代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。

＜直轄国道＞

国土交通省近畿地方整備局が
応急復旧作業を実施。

＜舞鶴若狭自動車道＞

高速道路会社(NEXCO)が応急復旧作業を
実施。

＜京都府の管理道路＞

京都府災害対策本部が応急
復旧作業を実施。

福井県災害対策本部

＜福井県の管理道路＞

福井県災害対策本部が応急
復旧作業を実施。

＜滋賀県の管理道路＞

滋賀県災害対策本部が応急
復旧作業を実施。

滋賀県災害対策本部

京都府災害対策本部

- 災害発生時には、各管理道路のパトロールを実施し、被害の状況等を把握
- 道路の被害状況を踏まえ、国、府県、高速道路会社がそれぞれ建設業協会等と締結している協定等をもとに、応急復旧工事を実施

※1 不測の事態により対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請